

平成27年度予算案について

(総務省関係及び厚生労働省(社会・援護局、
健康局)関係)

平成27年3月10日
自治財政局調整課

総務省関係

社会保障・税番号制度について

1 概要

社会保障・税一体改革を支え、国・地方公共団体を通じた横断的な社会基盤となる「社会保障・税番号制度」（以下「番号制度」）施行に向け、地方公共団体において情報連携のために要する経費等に対して財政措置を講じる。

2 平成27年度地方財政措置の内容

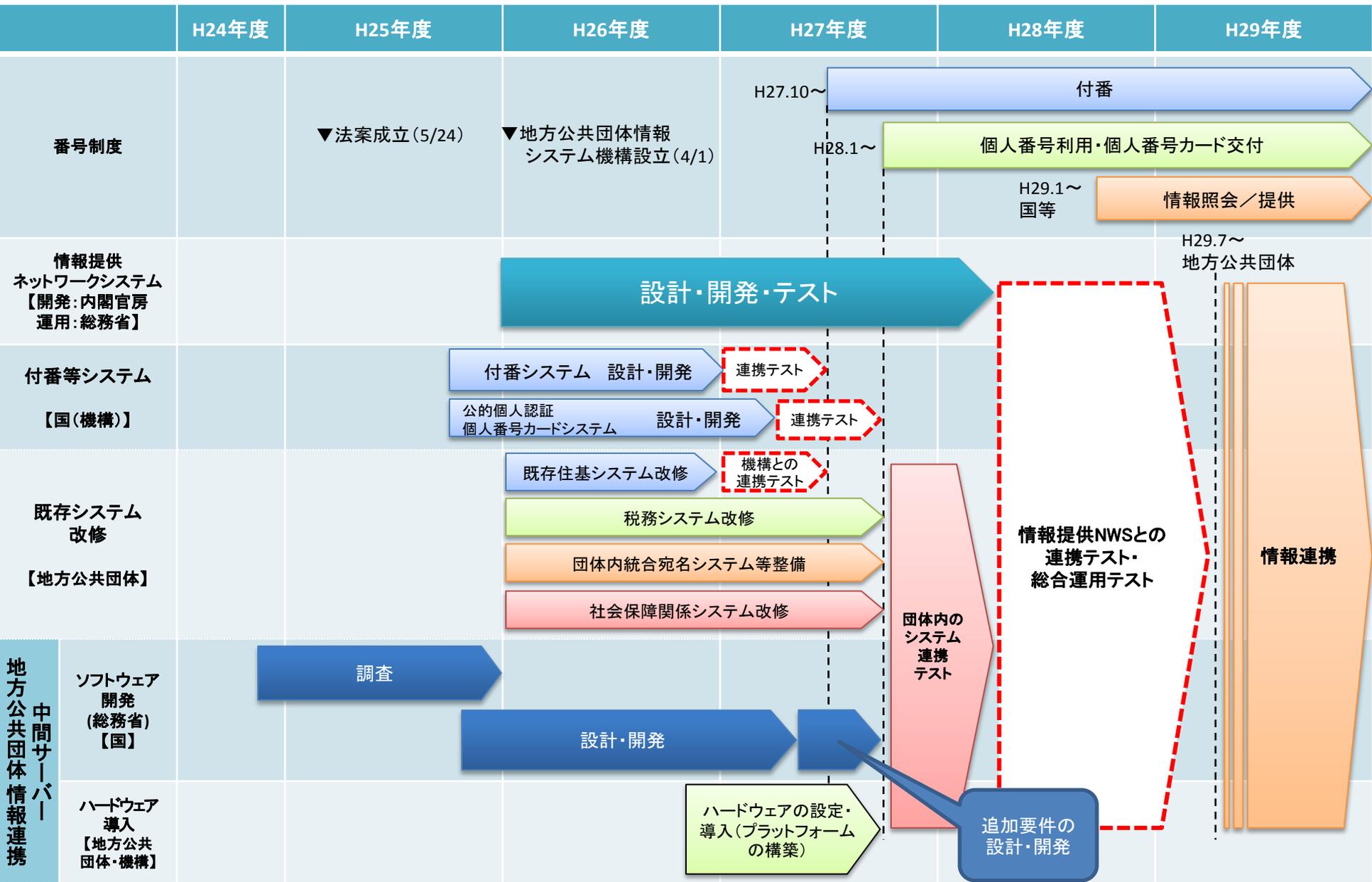
平成26年度より地方交付税措置を行っている関係システムの整備に加えて、平成27年度は、制度施行に向けた広報経費や情報連携のための端末・機器のリース料など地方公共団体における経常的な経費等について、地方交付税措置を講じる。

- (1) 制度施行の広報
- (2) 情報連携のためのシステムの対応等
- (3) 個人番号カードの多目的に要する経費等

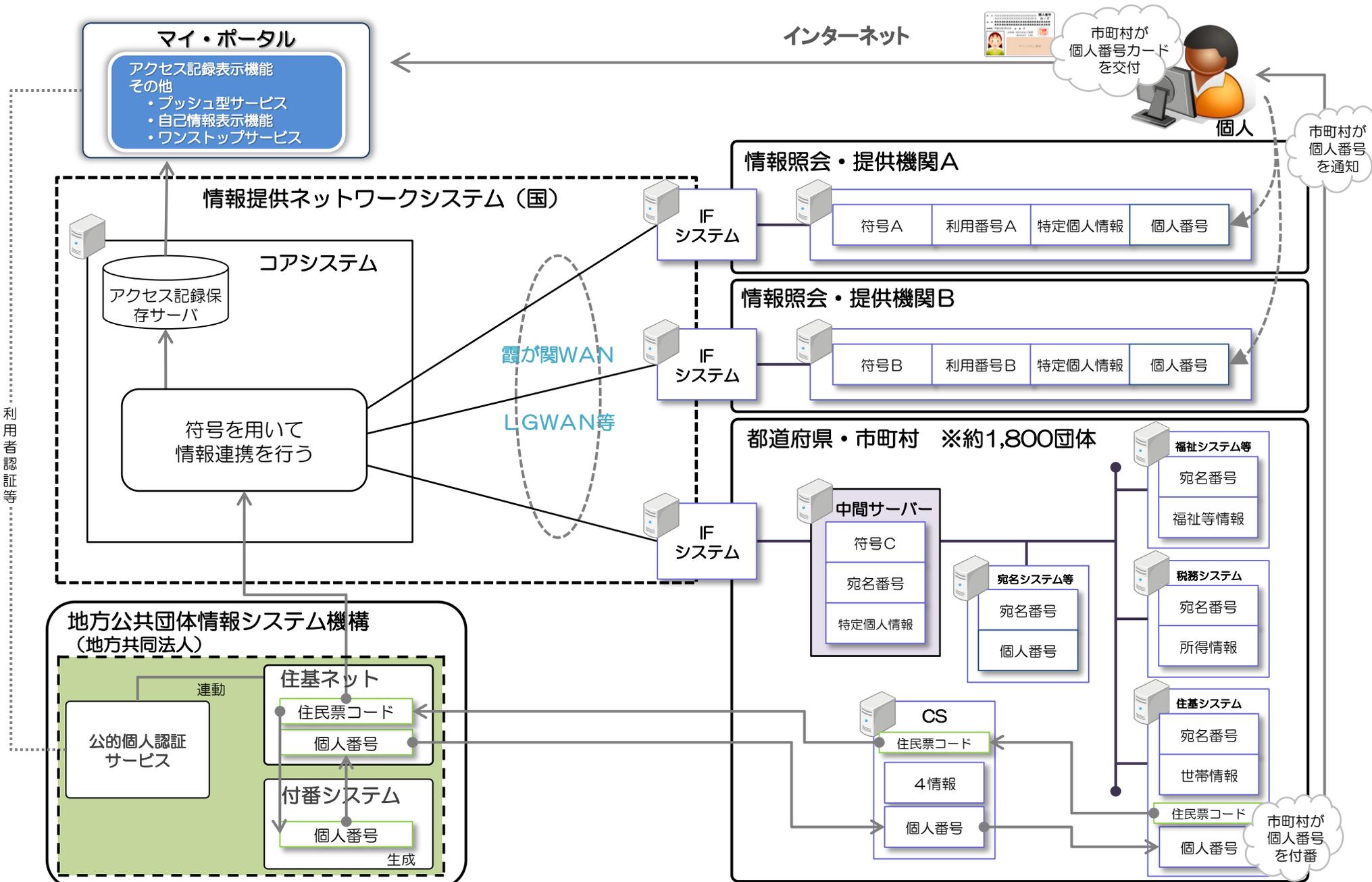
（スケジュール）

- ・平成27年10月～ 通知カードの送付開始
- ・平成28年 1月～ 個人番号カードの交付開始
- ・ 夏頃～ 国の行政機関と地方公共団体との総合運用テスト
- ・平成29年 1月～ 国の行政機関間による情報提供ネットワークシステム情報連携開始
- ・ 7月～ 国と地方公共団体による情報提供ネットワークシステム情報連携開始

社会保障・税番号制度導入に向けた地方公共団体関係のスケジュール



個人番号制度に係るシステム整備について（全体像）



情報連携のための地方団体のシステム関連経費に係る地方財政措置（平成26年度～）

【平成26年度地方財政措置】（参考）

- ① 国、地方が連携して運営していくという前提のもと、地方団体のシステム関連経費について、以下のとおり国と地方の費用負担の考え方を整理。
 - ・ 番号制度の基盤となる個人番号の付番や情報連携に必須のシステムについては、番号制度を企画する国の責任において整備することとし、全額国が負担。
 - ・ 情報連携に対応するための個別システム改修については、全国斉一的に行うための国の役割を踏まえ、事業費の2/3を国が補助し、1/3を地方が負担する。
 - ・ 制度導入後の地方団体におけるシステム運用経費は、地方財政法第10条の4に該当する経費（国民年金システム、特別児童扶養手当システム分）を除き、システムの所有者である地方が負担する。
- ② 補助裏に係る地方負担について、各団体に定型的に生じる共通経費は普通交付税、システム環境に応じた変動部分に係る経費は特別交付税による地方財政措置。

(1) 制度施行の広報に係る地方財政措置

制度施行の広報

都道府県及び市町村が行う自治会・事業者団体等に対する説明会の開催経費など制度施行に向けた広報に要する経費（18億円程度）について、新たに普通交付税措置を講じる。

（参考）コールセンターの設置や全国的な事業者団体への説明など国が行う広報経費は、別途予算計上

(国と地方の役割)

国が実施する広報への協力のみならず、地方団体としても国と連携を図りながら施策を実施する責務があることとされている（法第5条）。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

（国の責務）

第四条（略）

2 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、個人番号及び法人番号の利用に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

【都道府県の役割について】

住民基本台帳法における都道府県の役割は、市町村の区域を越えた本人確認のシステムを整備するための事務を担うこととされるのみで、原則は市町村が事務執行を行うこととなっている。

一方、番号法における都道府県の役割は、市町村同様に、番号法に基づき実施する事務に関する「個人番号利用事務実施者」であり、番号の利用に関し、地域の特性に応じた自主的・主体的な施策を自ら実施することが定められている。

また、社会保障・税番号制度は、ほぼ全ての事業者に影響のある制度であり、民間事業者における個人情報の適切な管理等について、都道府県単位の事業者向けの積極的な広報が必要となっている。

マイナンバーの広報について

- 本年10月からの個人番号・法人番号の付番・通知や、来年1月からの番号の利用開始に向け、国においても、マイナンバーの周知・広報活動を本格化させる予定であり、現在、以下のような媒体により、広報・普及啓発を行っているところ。

広報・普及啓発媒体(予定含む)

- ・マイナンバー特設ホームページ（内閣官房、総務省（番号研究会等）、国税庁、厚生労働省）
- ・マイナンバー公式ツイッター ・マイナンバーコールセンター ・マイナンバー啓発用ポスター
- ・政府広報（当面、今年度中に、TVCM（3月第2週から3週間の予定）、新聞記事下広告（3/15（日）、16（月）の予定）、新聞折込広告（3/29（日）の予定）、雑誌、WEB等、多様なメディアを活用したマイナンバー制度の広報を実施予定）

など

※来年度初めを目途に、総務省自治行政局住民制度課においても、個人番号カードの周知・広報のためのホームページ及びポスター・チラシを作成する予定。

- また広報紙やHP等の広報全般に関する既存の地方交付税措置に加え、平成27年度から、マイナンバー広報（住民や民間事業者への説明会の開催やチラシの作成等）について、地方交付税措置を予定（内閣官房）。

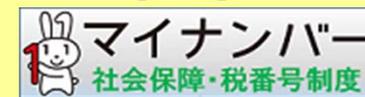
地方公共団体をお願いしたいこと

- すべての国民、すべての事業者に関係する制度の施行に向け、各地方公共団体においても、住民からの各種問合せにご対応いただくとともに、上記の媒体の他、各自治体の広報紙やホームページなど住民と接する様々な手段をご活用いただき、マイナンバー制度の住民や事業者等への周知・広報を幅広く展開していただきますようお願いします。

広報を行うためのロゴマークやマイナンバーホームページのバナーについて、マイナンバーホームページ（<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>）において公開しているので、適宜活用されたい。



愛称：
マイナちゃん



(2) 情報連携のためのシステムの対応等に係る地方財政措置

① 関係システムの構築・改修

社会保障システム及び税務システムの構築・改修に要する地方負担について、引き続き普通交付税措置及び特別交付税措置を講じる。(平成26年度～28年度)

(単位：億円)

社会保障・税番号制度 システム整備費補助金		補助率	H26 当初予算			H26補正予算			H27 当初予算		
			事業費	国費	地方費	事業費	国費	地方費	事業費	国費	地方費
厚労省	社会保障システム	2/3 (※)	271	185	86	-	-	-	225	154	71
総務省	税務システム	2/3	190	127	63	-	-	-	181	121	60
	住基システム	10/10	124	124	-	120	120	-	-	-	-
	団体内統合宛名システム等	10/10	41	41	-	164	164	-	-	-	-
	中間サーバー整備 (ハードウェア)	10/10	20	20	-	125	125	-	-	-	-
計			646	497	149	409	409	-	406	275	131

※ 但し、国民年金及び特別児童扶養手当については、補助率10/10

H26～H27事業費 1,461億円 (国費：1,181億円 地方費：280億円)

(2) 情報連携のためのシステムの対応等に係る地方財政措置

②端末・機器のリース料及び保守料

住民基本台帳ネットワークシステムに要する経費等に加え、情報連携に必要な端末・機器のリース及び保守に要する経費等について普通交付税措置を拡充する(190億円)。

【拡充する主な項目】

(i) CS端末、情報連携等のための端末、タッチパネル等のリース料及び保守料

(目的・必要性)

- 税部局や福祉部局等が番号法別表に掲げられた事務を実施する場合には、CS端末等を設置し、情報連携を行うことや本人確認情報の提供を受けることが必要。
- 市区町村における個人番号カードの交付に当たっては、カードの普及の観点からもカードの交付前設定を行うためのCS端末の増設が必要。
- 各行政機関間で情報提供ネットワークシステムを介して情報連携を行うため、中間サーバーに接続する権限管理や情報提供・照会等の操作を行うための端末を設置。

(ii) 中間サーバーへのデータ移行作業費 等

(目的・必要性)

- 番号制度では、情報提供ネットワークシステムを介し情報連携を行うため、各行政機関において、情報連携機能を持った中間サーバーを整備し、中間サーバーに既存業務システムにおける個人情報の副本を登録した上で、当該情報を利用。
- このため、全ての地方団体において整備する中間サーバーに各業務システムから、統一的なデータ標準の形式で個人情報の副本を登録することが必要。

(3) 個人番号カードの多目的利用に要する経費等に係る地方財政措置

個人番号カードの多目的利用に要する経費等

個人番号カードの多目的利用に要する経費について、クラウド化の推進に資する場合において(※)、平成30年度まで特別交付税措置を講じる。

なお、個人番号カードの発行等に要する経費については、別途国費を予算計上。

※ 「クラウド化の推進に資する場合」とは、①事業者の提供するサービスメニューによりクラウドを利用、②自治体主体で構築したシステムを共同で利用、③容易に①又は②に移行することが可能な標準化されたパッケージソフトを導入し構築

「世界最先端IT国家創造宣言」(平成26年6月閣議決定)により、「自治体クラウドについても、番号制度導入までの今後4年間を集中取組期間と位置付け、」 「クラウド化市区町村の倍増を目指す」こととされている。また、「骨太の方針2014」(平成26年6月閣議決定)では、「国・地方行政のIT化と業務改革を同時・一体的に推進する」こと、さらに「国・地方を通じたクラウド化の推進など情報インフラの合理化・再構築、オープンデータの推進などの取組を進める」こととされている。

(参考) 従前の住民基本台帳カードに係る特別交付税措置は平成26年度で終了

50% 特別交付税措置
(上限5千万円)

総事業費

(参考) 個人番号カードの発行等の実施

個人番号カードの発行等の実施：483.2億円

個人番号カード交付事業費補助金:443.2億円

【内容】

番号法総務省令第35条第1項に基づき、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という）への通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る市町村の交付金に対して補助金を措置（補助率10/10）

委任を受け、J-LISにおいて実施する事業は以下のとおり。

- (1) 個人番号カード発行等事業を行うためのプロジェクト管理事業 0.8億円
- (2) 通知カード等の作成・発送事業 267.0億円 (0.7億円)
- (3) 個人番号カードの申込処理事業 48.1億円 (26.4億円)
- (4) 個人番号カードの製造・発行事業 112.5億円 (66.2億円)
- (5) 個人番号カード機能の一時停止等のためのコールセンター事業 14.9億円 (3.9億円)

※数字の単位は億円。()内の数字は平成28年度国庫債務負担行為。

【対象】

市町村

個人番号カード交付事務費補助金:40.0億円

【内容】

市町村における個人番号カード交付事務に係る経費に対して補助金を措置（主に臨時職員等追加のための経費を対象。詳細については今後補助金交付要綱において規定）

【対象】

市町村

市町村防災行政無線（同報系）の戸別受信機の整備に係る 特別交付税措置の拡充

東日本大震災や最近の激甚化した土砂災害など、重大な自然災害に対する主な被害防止対策として、防災行政無線の戸別受信機の配備に要する経費について、平成27年度から、特別交付税（緊急防災・減災事業（単独分）（非適債事業））の対象経費に追加する。

《地方財政措置の内容》

・ 特別交付税

緊急防災・減災事業（単独分）（非適債事業） 措置率70%

〈対象世帯〉

同報系の市町村防災行政無線を整備している市区町村の中で、戸別受信機が未配備である世帯のうち、各自治体で配備が必要と認める世帯。（主として、土砂災害警戒区域の世帯や、高齢者や障害者など音が聞こえにくい方や避難に時間がかかる方の世帯。）

※ 無償貸与する戸別受信機の整備に限る（無償譲渡（無償での配布）は対象外）

※ 防災行政無線の屋外スピーカー等と戸別受信機を一体で整備する場合には、現行も、緊急防災・減災事業債の対象



各自治体の災害情報伝達手段の整備状況等

情報伝達手段	整備割合		整備に向けた 主な取組について	主な財政措置
市町村防災行政無線 (同報系)	80.4%(1,399団体) ○1,399団体のうち戸別受信機の 配備状況 ・全戸配布自治体:398(28.4%) ・一部配布自治体:788(56.3%) ・配布無し自治体:213(15.2%)	平成26年 3月31日 現在 (速報値)	戸別受信機の配備促進(※)	①防災行政無線の屋外スピーカー等と戸別受信機を 一体 で整備する場合 →緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%)を利用可能 ②追加で戸別受信機のみを配備する場合 →平成26年度まで、財政支援措置なし ⇒②について、平成27年度より財政措置を拡充
市町村防災行政無線 (移動系)	84.3%(1,469団体)	平成26年 3月31日 現在 (速報値)	—	緊急防災・減災事業債 (充当率100%、交付税措置率70%)
コミュニティFM	19.6%(341団体)		—	地域活性化事業債 (充当率90%、交付税措置率30%)
CATV	33.3%(580団体)		—	同上
IP告知等	9.8%(170団体)		—	同上
登録制メール	55.3%(963団体)		—	—
消防団による広報	93.7%(1,632団体)		—	—
エリアメール (NTTドコモ)	94.6%(1,647団体)	平成26年 8月1日 現在	早急に100%を目指し 整備を促進する (※)	— (通信事業者が無償で提供するシステムを利活用することで対応できるため、市町村の財政的負担はなし。未だ活用していない市町村については、直ちに通信事業者と契約を締結し、活用を徹底するよう、消防庁から自治体宛てに通知済み。)
緊急速報メール (KDDI)	90.8%(1,581団体)			
緊急速報メール (ソフトバンクモバイル)	89.4%(1,556団体)			
Lアラート (災害情報共有システム)	44.7% (21 都道府県)	平成26年 9月1日 現在	平成26年度中の全都道府県への導入決定を目指し、順次活用を進める(※)	特別交付税 Lアラートに接続するための情報システムの改修等に要する経費を措置(措置率0.5、財政力補正あり) (平成26年度まで)

(※)「土砂災害など重大な自然災害に対する主な被害防止対策」(平成26年9月5日非常災害対策本部決定)

土砂災害など重大な自然災害に対する主な被害防止対策

平成11年の広島市での土砂災害を教訓に、平成12年に土砂災害防止法が制定されたにもかかわらず、再びその近隣地域において、前回を大きく上回る甚大な被害が局所的に発生したことを踏まえ、こうした大規模な災害を二度と起こさないよう、改めて、関係府省庁において以下の主な取組みを行う。

1. 土砂災害防止法の改正に向けた検討の着手

○土砂災害警戒区域の指定の遅れ等を教訓に、次の検討を行う。

- ・基礎調査が終了した段階での調査結果の公表
- ・都道府県から市町村への情報提供(土砂災害警戒情報)の義務付け

2. 緊急周知・緊急点検の実施

(1) 国民に対する危険箇所等の緊急周知

- 住民の防災意識、危機意識の向上のため、全国の土砂災害危険箇所(約53万箇所)及び土砂災害警戒区域(約35万箇所)について、都道府県及び市町村の双方が連携して周知
- ・土砂災害警戒区域のみならず
 - ・警戒区域指定されていない土砂災害危険箇所及びその被害想定区域も含め、住民が、その危険性を理解できるよう、ハザードマップ、避難場所等をHP掲載・縦覧及び広報誌等への掲載、図面の回覧、公共施設等への掲示にて周知
 - (→国からの要請より1週間以内を目途にできるだけ速やかに開始し、周知を図る)

(2) 行政の体制整備に係る緊急点検

○全ての土砂災害危険箇所(約53万箇所)について

- ・危険箇所であることの周知状況
 - ・避難勧告等の発令基準等
 - ・情報伝達の方法
 - ・避難場所の周知状況
 - ・防災訓練の実施状況
- 等の警戒避難体制に係る現状について、都道府県及び市町村が緊急に総点検(→国からの要請より1ヶ月以内を目途に点検を実施)

3. 深夜を含めた災害リスク情報の的確な提供

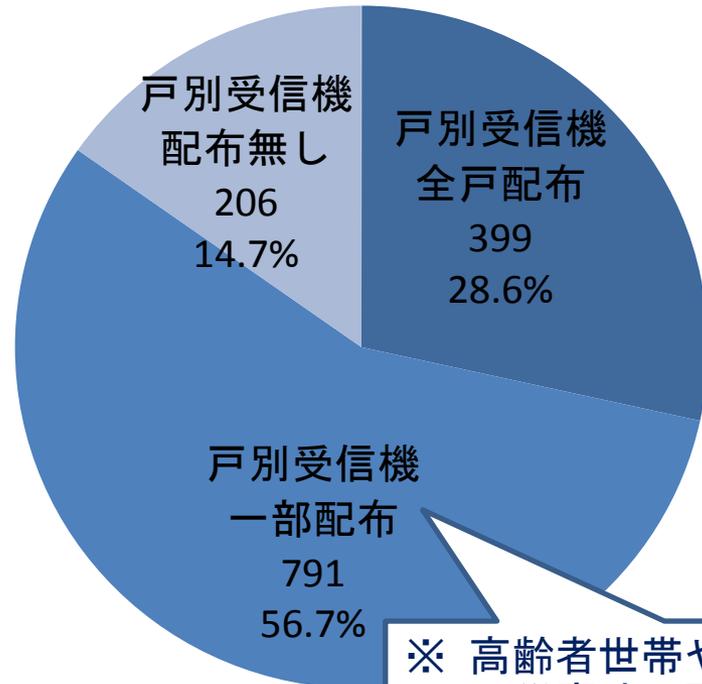
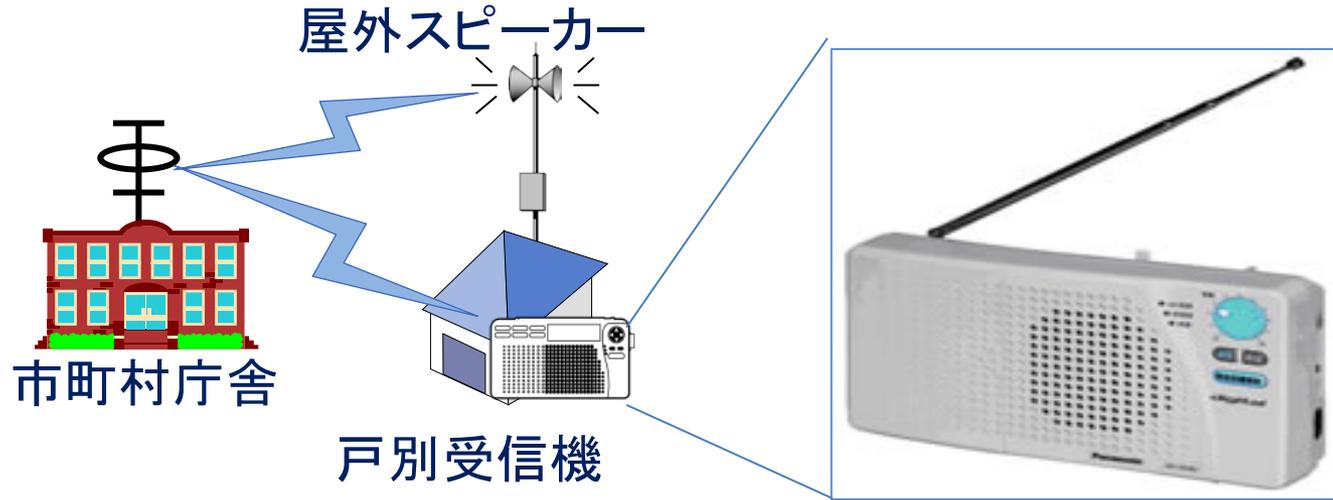
- (1) 平成26年4月に改定した『避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン』の周知徹底、確認
(→ 9月上旬に地方公共団体へ周知、11月に確認調査を実施)
- (2) 市町村における緊急速報メールの整備促進、防災行政無線の戸別受信機の配備促進
(→ 緊急速報メール整備率は全市区町村の93.2%(H26.8現在)、早急に100%を目指す)
- (3) アラート(災害情報共有システム)の全都道府県への導入、活用
(→ 自治体等の災害関連情報を多様なメディアに対して一斉通報する共通基盤であるアラートについて平成26年度中に全都道府県での導入決定を目指し、順次活用)

4. 土砂災害に備えたより実践的な訓練の実施

- 住民の早めの積極的な避難を促進するため、次のポイントを重視して訓練実施
- ・市町村の早期判断に向けた国・県からの情報提供・助言
 - ・天候や時間帯などの状況に応じた住民の的確な避難行動(避難場所の選択、外出が危険な場合の屋内安全確保措置等)



市町村防災行政無線（同報系）の戸別受信機配布状況



市町村防災行政無線（同報系）
設置自治体：1396/1742（80.1%）
平成26年3月31日現在

設置自治体（1396）の
戸別受信機配布状況内訳

全戸配布自治体：399（28.6%）
一部配布自治体：791（56.7%）
配布無し自治体：206（14.7%）

※ 高齢者世帯や障害者世帯などの災害時要配慮者世帯に配布

厚生労働省（社会・援護局）関係

生活困窮者自立支援法及び改正生活保護法の施行

概要

社会保障制度改革推進法（平成24年法律第64号）附則第2条において、総合的に取り組むこととされた「生活困窮者対策と生活保護制度」の見直しにより、平成27年4月から生活困窮者自立支援法及び改正生活保護法が施行されることに伴い、これらに要する経費に対して財政措置を講じる。

平成27年度財政措置の内容

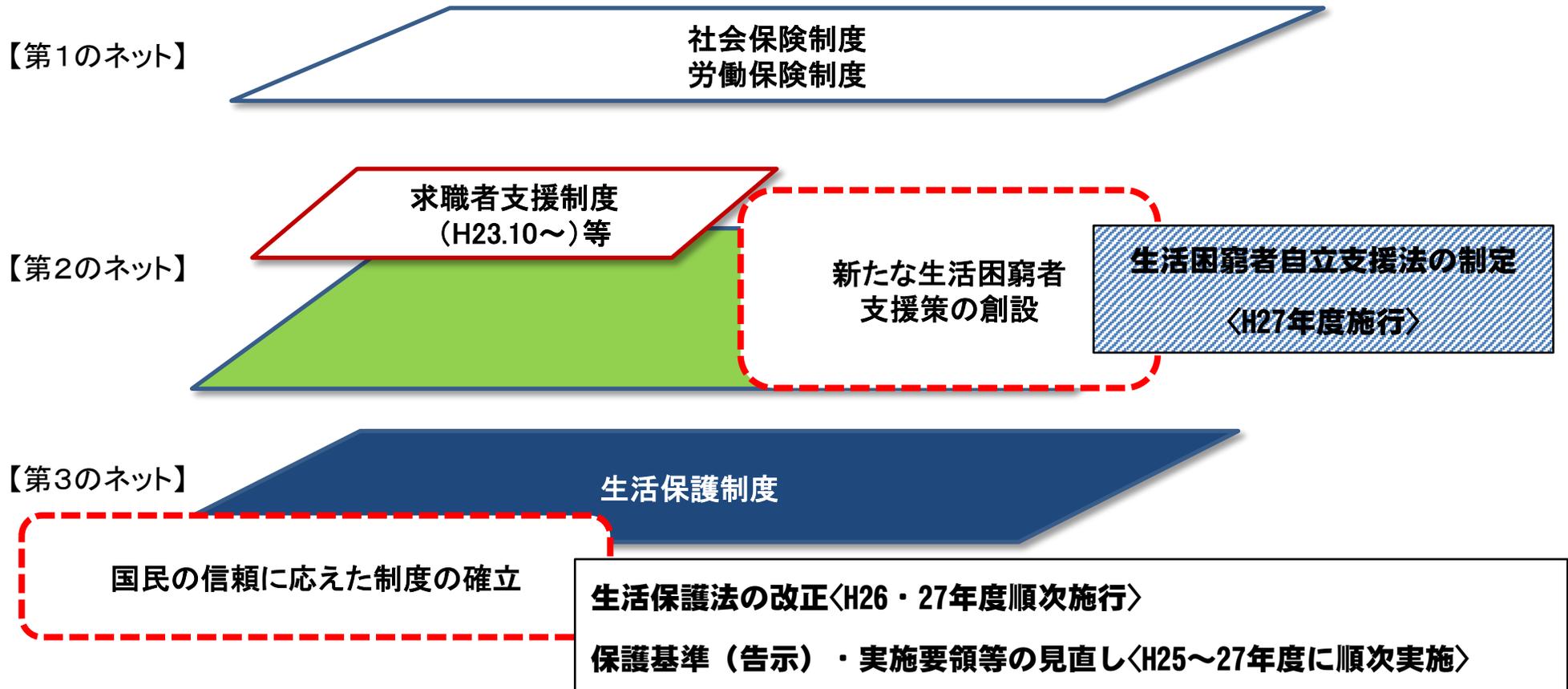
- (1) 生活困窮者自立支援法に基づく事業等に対する地方財政措置
 - ・ 生活困窮者自立支援法及び改正生活保護法に基づく事業
 - ・ 予算補助事業に係る補助率の見直し
- (2) 福祉事務所の体制整備のための地方財政措置

生活保護制度の見直し及び新たな生活困窮者支援策の全体像

■ 社会保障制度改革推進法(平成24年法律第64号)附則第2条第2号(抜粋)

生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

■ 生活困窮者対策等の全体像



(参考) 生活困窮者自立支援法に基づく法定事業の補助率の考え方

生活困窮者自立支援法に基づく法定事業の補助率は、以下のとおり

■ 自立に関する相談支援事業及び居住確保給付金（法定の必須事業）	：	国 3/4	地方 1/4
■ 就労準備支援事業及び一時生活支援事業（法定の任意事業）	：	国 2/3	地方 1/3
■ 家計相談支援事業及び地域推進事業（ 同上 ）	：	国 1/2	地方 1/2

- 自立に関する相談支援事業及び居住確保給付金については、必須事業であることから、義務的経費とする。事業の内容が生活保護制度とも密接に関連しつつ困窮状態からの脱却を図るための中核的な事業であり、必須事業とすることを踏まえ特に自治体を支援する観点から、国庫負担率は3/4。
- 就労準備支援事業及び一時生活支援事業については、自治体に広く実施して頂くために手厚い財政支援が不可欠であることを踏まえ、国庫補助率は2/3。
- 家計相談支援事業及び地域推進事業については、他の事業に比べ、各地域でのより柔軟な取組が可能な仕組みにすることを踏まえ、国庫補助率を1/2。

生活困窮者自立支援法及び改正生活保護法に基づく事業

(単位:億円)

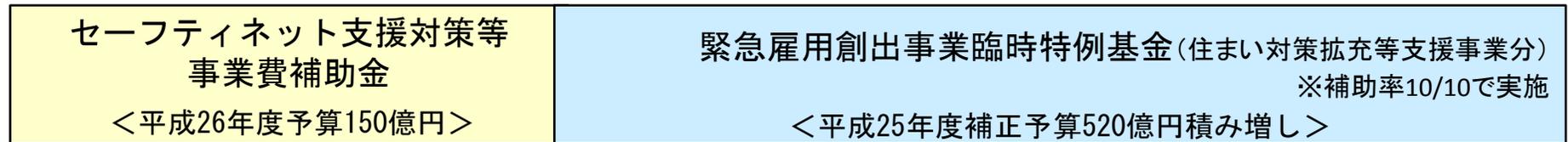
	事業名 (補助率)	関係予算計	生活困窮者自立 支援法関係	改正生活保護法 等関係	備考
必須事業 (負担金)	自立相談支援事業(3/4) 被保護者就労支援事業(3/4)	200(67)	136(46)	64(22)	
	住居確保給付金(3/4)	17(6)	17(6)		
	小計	218(73)	154(52)	64(22)	
任意事業 (補助金)	就労準備支援事業(2/3) 被保護者就労準備支援事業(2/3)	64(32)	35(18)	29(14)	
	一時生活支援事業(2/3)	23(11)	23(11)		
	家計相談支援事業(1/2)	19(20)	19(20)		
	子どもの学習支援事業(1/2)	19(19)	19(19)		
	その他の生活困窮者の自立促進事業 (1/2)	58(57)	58(57)		・生活福祉資金貸付事務費 ・ひきこもり対策推進事業 等
	小計	183(139)	154(125)	29(14)	
合計		400(212)	308(177)	93(36)	

※ 計数は国費、()内計数は地方費。なお、それぞれの計数は四捨五入による。

生活困窮者対策は、リーマンショック以降、セーフティネット支援対策等事業費補助金に加え、国の緊急雇用対策の一環として緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策基金）を活用して実施されてきたところ、平成27年度は、生活困窮者自立支援法の施行に合わせ、補助率を含め予算体系全体の再構築が行われた。

⇒ 補助率の設定に当たっては、生活保護からの脱却・流入防止効果が期待できることから、法定の必須事業の3/4を基本としつつ、予算補助事業については、法定の任意事業と効率的・一体的に実施する観点等が勘案されている。

【平成26年度まで】



生活困窮者自立支援法(平成25年成立)



基金の終了(平成26年度末)

- 【課題】
- ① 基金事業の新法事業への位置付け
 - ② 新たな基金や補助金の活用
 - ③ 地方との役割分担の見直し(補助率の導入)

【平成27年度】

法律に基づく事業
(法定補助率)

- ① 生活困窮者自立支援法 (平成25年12月6日成立)
- 負担金(必須事業)
 - ・自立相談支援事業
 - ・住居確保給付金
 - 補助金(任意事業)
 - ・就労準備支援事業
 - ・一時生活支援事業
 - ・家計相談支援事業
 - ・子どもの学習支援事業

- 改正生活保護法
(平成25年12月6日成立)
- 負担金
 - ・被保護者就労支援事業 等
 - 補助金

その他事業
(予算補助事業)

- ③ セーフティネット支援対策等
事業費補助金

- ② ○地域医療介護総合確保基金の活用
○東日本大震災特別会計 等

予算補助事業に係る補助率の見直し

○ セーフティネット支援対策等事業費補助金の補助率の見直し

生活保護適正化		現行	H27
生活保護適正実施推進事業			
	生活保護適正実施推進事業 (関係職員等研修・啓発事業等除く。)	10/10	3/4
	関係職員等研修・啓発事業	10/10	1/2
	業務効率化事業等	1/2	1/2
自立支援プログラム策定実施推進事業			
	自立支援プログラム策定実施推進事業 (自立支援業務に関する研修事業等を除く。)	10/10	3/4
	自立支援業務に関する研修事業等	10/10	1/2
その他			
	地域生活定着促進事業	定額	定額

地域福祉推進		現行	H27
地域福祉増進事業			
	地域福祉増進事業 (外国人介護福祉士候補者受け入れ施設 学習支援事業等除く。)	1/2	1/2
	外国人介護福祉士候補者受け入れ施設 学習支援事業等	定額	定額
その他			
	中国残留邦人等地域生活支援事業	10/10	10/10

その他（法人向け事業）		現行	H27
地域福祉等推進特別支援事業 等 (社会福祉推進事業)		10/10	定額

平成27年度 事業費 135億円（国費：100億円 地方費：35億円）

生活困窮者自立支援法を中心とした新たな予算体系

- 生活困窮者自立支援法・改正生活保護法の施行に伴い、予算体系全体を再構築（総額500億円）。
- 生活困窮者自立支援法の任意事業と予算補助事業を、一体的・有機的に執行できるように整理。より効果的・効率的な事業実施を推進。

※予算体系の見直しによる補助率の導入に係る地方負担分については、地方財政措置を講じる。

【平成26年度】

セーフティネット
補助金
(26当初)
150億円

緊急雇用創出事業
臨時特例基金
(25補正)
285億円
(住宅手当等新法移行分)



【平成27年度】

(単位：億円)

項目	補助率	事業費		
		国費	地方費	
生活困窮者自立相談支援事業費等負担金（仮称） 【法定の必須事業】	3/4	290	218	73
・自立相談支援事業 ・住居確保給付金 ・被保護者就労支援事業				
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（仮称）	2/3 1/2	322	183	139
【法定の任意事業】 ・就労準備支援事業 ・家計相談支援事業 ・一時生活支援事業 ・子どもの学習支援事業 ・被保護者就労準備支援事業				
生活保護適正化等事業（予算補助）	3/4 1/2 等	135	100	35
計		747	500	247

※ この他に、地域医療介護総合確保基金及び復興特会への移行分がある。

福祉事務所の体制整備に係る財政措置

生活困窮者自立支援法施行による所要の職員を含め、生活保護担当ケースワーカーの地方交付税措置について、道府県の標準団体に1名増員するとともに、査察指導員についても、市の標準団体に1名増員する。

1 生活保護担当ケースワーカー

福祉事務所の生活保護担当ケースワーカーについて、道府県分を1名増員する。

	平成26年度	平成27年度	対前年度比
道府県分	22人	23人	+1人
市分	16人	16人	据え置き

2 査察指導員

福祉事務所の査察指導員について、市分を1名増員する。

	平成26年度	平成27年度	対前年度比
道府県分	4人	4人	据え置き
市分	2人	3人	+1人

※数値は標準団体ベース。

住宅扶助基準の見直しの考え方と影響額【厚労省資料を一部加工】

<住宅扶助の概要>

被保護世帯の家賃について、都道府県、指定都市、中核市ごとに上限額を定め、その範囲内で実額を支給

◇東京都（23区等）の例（月額）
単身世帯：53,700円 等

<住宅扶助基準の見直しの考え方>

① 単身世帯の住宅扶助上限額の適正化

各地域における家賃実態を反映し、近年の家賃物価の動向等も踏まえて適正化

③ 地域区分の細分化

都道府県の地域区分を2区分（1・2級地、3級地）から3区分（1級地、2級地、3級地）に見直し。

② 2人以上世帯の住宅扶助上限額の適正化

世帯人数区分を細分化し、人数別の上限額を適正化

現行	単身	2～6人	7人以上	→	見直し	単身	2人	3～5人	6人	7人以上
----	----	------	------	---	-----	----	----	------	----	------

④ 床面積別の住宅扶助上限額の新設

床面積に応じて上限額を減額する仕組みを導入（貧困ビジネスの是正）。

<影響額(国費ベース)>

区分	平成27年度	平成30年度(平年度化)
影響額	△40億円	△250億円
国費	△30億円	△190億円
地方費	△10億円	△60億円

<施行時期>

平成27年7月予定

※ 経過措置等

住宅扶助上限額が減額となる場合、最低限度の生活の維持に支障が生じないように、以下の措置を講じる。

- ① 住宅扶助上限額の減額の適用を契約更新時まで猶予する。
- ② 住宅扶助上限額の範囲内の住宅への転居が必要となる場合は、転居費用を支給する。
- ③ 転居が困難なやむを得ない理由がある場合は、見直し前の額を適用する。

冬季加算等の見直しの考え方と影響額 【厚労省資料を一部加工】

<冬季加算の概要>

- 趣旨** 冬季における光熱費等の増加需要に対応するものとして、11月～3月の生活扶助に上乗せして支給
- 基準額** 冬季加算地域区分（Ⅰ区～Ⅵ区、都道府県単位）別、世帯人員別、級地別に設定

	Ⅰ区	Ⅱ区	Ⅲ区	Ⅳ区	Ⅴ区	Ⅵ区
該当都道府県の例	北海道	岩手県	福島県	石川県	栃木県	東京都
単身世帯の基準額（2級地-1） （月額、円）（該当市の例）	22,080 （旭川市）	15,780 （盛岡市）	10,480 （福島市）	8,000 （金沢市）	5,580 （宇都宮市）	2,800 （羽村市）

<冬季加算等の見直しの考え方>

① 地区別の冬季加算の水準の適正化

一般低所得世帯における冬季に増加する光熱費支出の地区別の実態や、近年の光熱費物価の動向等を踏まえて適正化

③ 光熱費以外の冬季増加需要への対応

除雪費用を新設し、暖房器具購入に対応する一時扶助費（家具什器費）を増額（保護開始時等）

② 世帯人数別・級地別の較差の是正

冬季に増加する光熱費支出の世帯人数別・級地別の実態を踏まえて是正

※ 特別な事情への配慮…傷病・障害等により常時在宅しているといった特別な事情がある場合に、冬季加算では賄えない暖房費用について、必要最小限度の額を支給可能とする。

<影響額>

区分	平成27年度（平年度化）
影響額	△40億円
国費	△30億円
地方費	△10億円

<施行時期>

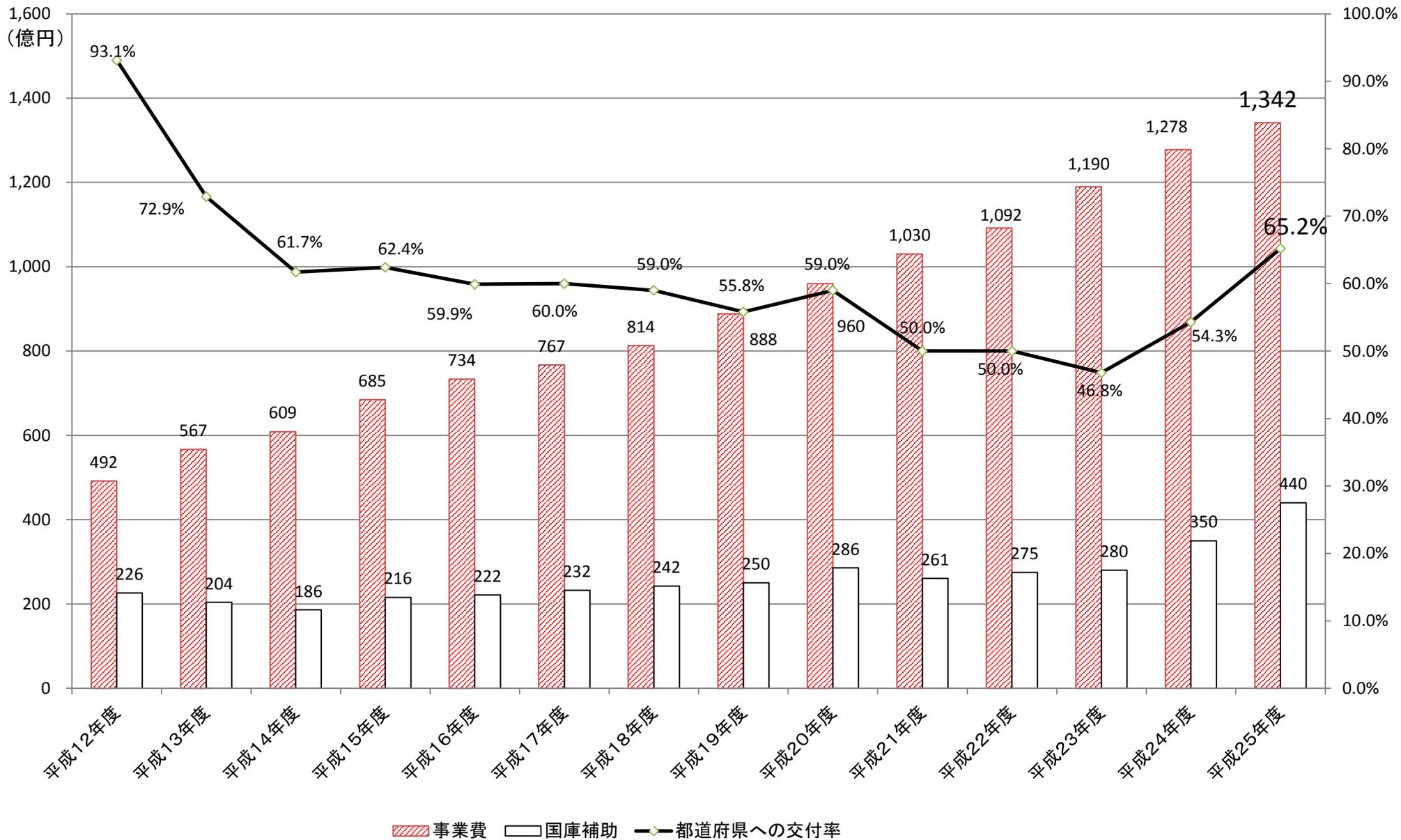
平成27年11月予定（※一部地域は10月）

厚生労働省（健康局） 関係

難病対策に関する検討の経緯

平成23年	9月13日	第13回 難病対策委員会	「難病対策の見直し」について審議開始 (平成25年12月13日まで23回開催)
	12月1日	第18回 難病対策委員会	「今後の難病対策の検討に当たって」(中間的な整理)
平成24年	2月17日	社会保障・税一体改革大綱	
	8月16日	第23回 難病対策委員会	「今後の難病対策の在り方」(中間報告)
平成25年	1月25日	第29回 難病対策委員会	「難病対策の改革について」(提言)
	8月6日	社会保障制度改革国民会議	報告書
	12月5日		「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律 (プログラム法)」が第185回国会(臨時会)にて成立
	12月13日	第35回 難病対策委員会	「難病対策の改革に向けた取組について」(報告書)
平成26年	2月12日	第186回国会(常会)	「難病の患者に対する医療等に関する法律案」を提出
	5月23日		「難病の患者に対する医療等に関する法律」成立(平成26年法律第50号)
	10月21日		指定難病(第一次実施分)を告示(厚生労働省告示第393号)
	11月12日		「難病の患者に対する医療等に関する法律施行令及び施行規則」公布 (政令第358号、厚生労働省令第121号)

特定疾患治療研究事業の予算額と都道府県への交付率の推移



平成25年度における年少扶養控除等の見直しによる地方財政の追加増収分等の取扱い等について

平成22年度税制改正による所得税・住民税の年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減(以下「年少扶養控除の廃止等」という。)によって平成25年度において新たに生じる地方増収分並びに平成24年度において特定疾患治療研究事業の超過負担に暫定的に充当した年少扶養控除の廃止等による地方増収分の取扱い等については、以下のとおりとする。

- (1) 特定疾患治療研究事業については、平成26年度予算において超過負担の解消を実現すべく、法制化その他必要な措置について調整を進めること。
- (2) 平成25年度予算における特定疾患治療研究事業の国庫補助金については、当該事業の国費不足額が平成24年度予算における国費不足額を下回るよう、所要額を計上すること。
- (3) (1)及び(2)の措置を前提として、平成24年度において特定疾患治療研究事業の超過負担に暫定的に充当した年少扶養控除の廃止等による地方増収分(269億円)を、(4)・(5)に掲げる国庫補助事業の一般財源化の財源として活用すること。
- (4) 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金を活用した国庫補助事業を、以下を前提として、一般財源化すること(522億円)。
 - ① 子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌のワクチンについては、平成25年度から予防接種法に基づく定期接種とすることとし、そのための予防接種法改正法案を次期通常国会に提出すること。
 - ② また、これらの措置と併せ、既存の予防接種法に基づく定期接種(一類疾病分)に係る公費負担の範囲を、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金を活用した国庫補助事業と同様の範囲に見直すべく、法令改正その他必要な措置を講じるものとする。
- (5) 妊婦健康診査支援基金を活用した国庫補助事業を一般財源化すること(364億円)。

平成25年1月27日

総務大臣 新藤 義孝
財務大臣 新藤 義孝
厚生労働大臣 田村 憲久

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年5月23日成立）

趣旨

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、難病の患者に対する医療費助成（注）に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずる。

（注）現在は法律に基づかない予算事業（特定疾患治療研究事業）として実施している。

概要

(1) 基本方針の策定

- 厚生労働大臣は、難病に係る医療その他難病に関する施策の総合的な推進のための基本的な方針を策定。

(2) 難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立

- 都道府県知事は、申請に基づき、医療費助成の対象難病（指定難病）の患者に対して、医療費を支給。
- 指定難病に係る医療を実施する医療機関を、都道府県知事が指定。
- 支給認定の申請に添付する診断書は、指定医が作成。
- 都道府県は、申請があつた場合に支給認定をしないときは、指定難病審査会に審査を求めなければならない。
- 医療費の支給に要する費用は都道府県の支弁とし、国は、その2分の1を負担。

(3) 難病の医療に関する調査及び研究の推進

- 国は、難病の発病の機構、診断及び治療方法に関する調査及び研究を推進。

(4) 療養生活環境整備事業の実施

- 都道府県は、難病相談支援センターの設置や訪問看護の拡充実施等、療養生活環境整備事業を実施できる。

施行期日

平成27年1月1日

※児童福祉法の一部を改正する法律（小児慢性特定疾病の患児に対する医療費助成の法定化）と同日

難病の新たな医療費助成制度について

○ 医療費助成の対象疾病の拡大

- 対象疾病(指定難病の要件に該当する疾病は対象とする)
 - ・ 難病:56疾病 → 約300疾病(現時点で想定される疾病数)
- 受給者数
 - ・ 難病:約78万人(平成23年度) → 約150万人(平成27年度)(試算)

○ 委員会報告書の考え方に基づく医療費助成の事業規模(試算)

年 度	平成23年度(実績)	平成25年度(見込)	平成27年度(試算)
事業費 (国費)	約1,190億円 (約280億円)	約1,340億円 (約440億円)	約1,820億円 (約910億円)

指定難病の拡充について

56疾病

7月28日～

指定難病検討委員会の開催

8月27日

第1次実施分指定難病案のとりまとめ
(平成27年1月から実施分)

9月

パブリックコメント

- ・追加 45疾病増
- ・整理・細分化 12疾病増
- ・要件を満たさない 3疾病減

10月 8日

厚生科学審議会疾病対策部会

10月21日

第1次実施分指定難病告示

第2次実施(平成27年夏)分の検討

平成27年1月1日

医療費助成を開始(第1次実施)

指定難病検討委員会の再開(第2次実施分)

110疾病

平成27年夏

医療費助成を開始(第2次実施)

約300疾病